

○国家公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和五年三月十七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>[第1章・第2章 略]</p> <p>第3章 <u>特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得</u></p> <p>第1節 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方</p> <p>第2節 自転車の正しい乗り方</p> <p><u>第3節 安全な通行</u></p> <p>第4章 <u>自動車や一般原動機付自転車を運転する前の心得</u></p> <p>[第1節～第5節 略]</p> <p>第5章 <u>自動車や一般原動機付自転車の運転の方法</u></p> <p>[第1節～第9節 略]</p> <p>[第6章～第11章 略]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>付表</p> <p>[1～5 略]</p> <p>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</p> <p>車は、私たちの生活から切り離せない身近な文明の利器になっています。しかし、その反面、使い方を誤ると悲惨な交通事故を起こす凶器になったり、騒音、振動などにより沿道住民に大きな被害を及ぼす原因になったりします。また、自分勝手な通行の仕方がもとで争いが生じ、人間関係を険悪化させる場面も日常よく見受けられます。</p>	<p>目次</p> <p>[第1章・第2章 同左]</p> <p>第3章 <u>自転車に乗る人の心得</u></p> <p>第1節 自転車の正しい乗り方</p> <p><u>第2節 安全な通行</u></p> <p>第4章 <u>自動車を運転する前の心得</u></p> <p>[第1節～第5節 同左]</p> <p>第5章 <u>自動車の運転の方法</u></p> <p>[第1節～第9節 同左]</p> <p>[第6章～第11章 同左]</p> <p>用語のまとめ</p> <p>付表</p> <p>[1～5 同左]</p> <p>第1章 歩行者と運転者に共通の心得</p> <p>[同左]</p>

くるま社会においては、歩行者も運転者もそれぞれの責任を自覚して、周りの人に迷惑を掛けず、安全、快適に通行することができるような交通環境をつくりあげるよう努めなければなりません。そのためには、あらかじめ、車と交通について正しい知識を持ち、正しい交通の方法を身に付けておくとともに、実際の交通の場においても、自分本位でなく相手に対する思いやりの気持ちを持つて、判断し、行動することが必要です。

この教則は、歩行者と運転者が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なくるま社会を築いていくための手引きとして作られたものです。繰り返し読んで、正しい交通の方法を理解し、身に付けるとともに、友人や家族、特に子供たちにも折に触れて教えてあげるようにして下さい。

第1節 基本的な心構え

1 [略]

2 道路を通行するときの心構え

道路を通行するときは、決められた交通規則を守ることはもちろん、それ以外にも、道路や交通の状況に応じて、個々に細かい配慮をしなければなりません。ほかの人々が安全に通行できるように配慮することは、運転者や歩行者としての社会的責任でもあります。道路を通行するときには、次のような心構えを忘れないようにしましょう。

[(1)~(4) 略]

(5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者、特定小型原動機付自転車（第3章第1節2の特定小型原動機付自転車をいいます。）

第1節 基本的な心構え

1 [同左]

2 [同左]

[同左]

[(1)~(4) 同左]

(5) 自動車の運転者はもちろん、歩行者や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。

や自転車に乗る人も、自動車の死角、内輪差など自動車の特性をよく知っておくこと。

[(6)～(8) 略]

第2節 信号、標識・標示に従うこと

1 信号の意味

[(1)・(2) 略]

- (3) 人の形の記号のある信号は、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限ります。以下この(3)において同じです。）と横断歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車（第3章第3節1(3)の特例特定小型原動機付自転車をいいます。）及び普通自転車（第3章第2節3の普通自転車をいいます。）に対するものですが、特定小型原動機付自転車及びその他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている（付表2(1)）場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板（付表2(1)）のある信号機の信号は、その示されている車（注1）を対象としています。このように車や歩行者及び遠隔操作型小型車に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。
- (4) 道路の左端や信号機に、白地に青の左向きの矢印の標示板（付表2(2)）のあるときは、車は、前方の信号が赤や黄であつても、歩行者など周りの交通に注意しながら左折できます。この場合、信号機の信号に従つて横断している歩行者、特定小型原

[(6)～(8) 同左]

第2節 信号、標識・標示に従うこと

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

- (3) 人の形の記号のある信号は、歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限ります。以下この(3)において同じです。）と横断歩道を進行する普通自転車（第3章第1節3の普通自転車をいいます。）に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている（付表2(1)）場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。この場合の信号機の信号の意味は付表1(2)のとおりです。また、「バス専用」などの標示板（付表2(1)）のある信号機の信号は、その示されている車（注1）を対象としています。このように車や歩行者及び遠隔操作型小型車に対して信号が特定されているときは、その特定された信号に従わなければなりません。
- (4) 道路の左端や信号機に、白地に青の左向きの矢印の標示板（付表2(2)）のあるときは、車は、前方の信号が赤や黄であつても、歩行者など周りの交通に注意しながら左折できます。この場合、信号機の信号に従つて横断している歩行者や自転車の通

動機付自転車や自転車の通行を妨げてはいけません。

[2・3 略]

第2章 歩行者の心得

歩行者は、この章に書かれている事柄を守りましょう。

第1節 歩行者と同じ交通規則となる人

次の人の交通規則は、歩行者と同じです。

1 移動用小型車を通行させている人

移動用小型車は、人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除きます。）であつて、次の基準を満たすもののうち、身体障害者用の車以外のものをいいます。移動用小型車は、努めてこれらの基準を満たしているTSマークの付いたものを使いましょう。

なお、移動用小型車を道路において通行させる人は、移動用小型車マーク（付表5(1))を付けなければなりません。

[(1)~(4) 略]

2 身体障害者用の車を通行させている人

原動機を用いる身体障害者用の車は、次の基準を満たすものに限られ、遠隔操作により通行させることができるものは除かれません。原動機を用いる身体障害者用の車は、努めてこれらの基準を満たしているTSマークの付いたものを使いましょう。

[(1)~(4) 略]

(5) 自動車や原動機付自転車（一般原動機付自転車（注2）と特定小型原動機付自転車をいいます。）と紛らわしくない外観であること。

行を妨げてはいけません。

[2・3 同左]

第2章 歩行者の心得

[同左]

第1節 歩行者と同じ交通規則となる人

[同左]

1 移動用小型車を通行させている人

移動用小型車は、人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除きます。）であつて、次の基準を満たすもののうち、身体障害者用の車以外のものをいいます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

なお、移動用小型車を道路において通行させる人は、移動用小型車マーク（付表5(1))を付けなければなりません。

[(1)~(4) 同左]

2 身体障害者用の車を通行させている人

原動機を用いる身体障害者用の車は、次の基準を満たすものに限られ、遠隔操作により通行させることができるものは除かれません。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

[(1)~(4) 同左]

(5) 自動車や原動機付自転車と紛らわしくない外観であること。

3 遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人

遠隔操作型小型車は、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が(1)の基準を満たすものであり、かつ、(2)の基準を満たす非常停止装置を備えているものをいいます。遠隔操作型小型車は、努めてこれらの基準を満たしているTSマークの付いたものを使いましょう。

なお、遠隔操作型小型車を道路において通行させる人は、遠隔操作型小型車マーク（付表5(2)）を付けなければなりません。

[(1)・(2) 略]

4 [略]

5 歩行補助車、乳母車やショッピング・カート（台車など）を通行させている人

原動機を用いる歩行補助車、乳母車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。原動機を用いる歩行補助車、乳母車又はショッピング・カートは、努めてこれらの基準を満たしているTSマークの付いたものを使いましょう

。

[(1)~(5) 略]

6 [略]

[略]

7 大型自動二輪車、普通自動二輪車、二輪の一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車や自転車を押して歩いている人

第2節 歩行者などの通るところ

3 遠隔操作を行わないで遠隔操作型小型車を通行させている人

遠隔操作型小型車は、人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が(1)の基準を満たすものであり、かつ、(2)の基準を満たす非常停止装置を備えているものをいいます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

なお、遠隔操作型小型車を道路において通行させる人は、遠隔操作型小型車マーク（付表5(2)）を付けなければなりません。

[(1)・(2) 同左]

4 [同左]

5 歩行補助車、乳母車やショッピング・カート（台車など）を通行させている人

原動機を用いる歩行補助車、乳母車又はショッピング・カートについては、次の基準を満たすものに限られます。TSマークの付いたものは、これらの基準を満たしています。

[(1)~(5) 同左]

6 [同左]

[同左]

7 大型自動二輪車、普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車や自転車を押して歩いている人

第2節 歩行者などの通るところ

1 歩道や幅の十分な路側帯(注3)がある道路では、道路工事などで通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通らなければなりません。

[2・3 略]

4 歩行者用道路(注4)では、歩行者及び遠隔操作型小型車は道路の中央部を通ることができますが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。

5 [略]

注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については50cc以下、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。

[注3・注4 略]

第3章 特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得

特定小型原動機付自転車や自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。特定小型原動機付自転車や自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

1 歩道や幅の十分な路側帯(注2)がある道路では、道路工事などで通行できない場合を除き、その歩道や路側帯を通らなければなりません。

[2・3 同左]

4 歩行者用道路(注3)では、歩行者及び遠隔操作型小型車は道路の中央部を通ることができますが、通行の認められた車が通ることがありますから、注意しましょう。

5 [同左]

[加える。]

[注2・注3 同左]

第3章 自転車に乗る人の心得

自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。

第1節 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方

1 特定小型原動機付自転車に乗るに当たつての心得

- (1) 酒を飲んだときや疲れが激しいときは、乗つてはいけません。
。
- (2) ハンドル、ブレーキ、灯火装置その他の各装置が整備されていないため、交通の危険を生じさせたり、ほかの人に迷惑を及ぼしたりするおそれのある特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。
- (3) 二人乗りをしてはいけません。
- (4) 16歳未満の人に、特定小型原動機付自転車を貸してはいけません。
- (5) 傘を差したり、物を手やハンドルに提げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら特定小型原動機付自転車に乗るのも危険です。
- (6) げたやハイヒールを履いて乗らないようにしましょう。
- (7) 特定小型原動機付自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになつたり、不安定となつたりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を特定小型原動機付自転車に固定して運転するときも、不安定となつたり、視野が妨げられたり、傘が歩行者やほかの車に接触したりするなどして、危険な場合があります。
- (8) 特定小型原動機付自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。乗車用ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に

[節を加える。]

締めるなど正しく着用しましょう。

- (9) 特定小型原動機付自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。
- (10) 特定小型原動機付自転車は、クラッチ操作がいらぬ分、スロットルを急に回転させると急発進する危険がありますので注意しましょう。
- (11) 特定小型原動機付自転車は、必ず自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）か責任共済に加入しなければなりません。また、なるべく一般の任意保険にも加入するようにしましょう。

2 特定小型原動機付自転車の大きさ等の基準

特定小型原動機付自転車は、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げないものであり、かつ、その運転に高い技能を要しないものである車として、次の基準を満たす原動機付自転車をいいます。

- (1) 長さは190センチメートル、幅は60センチメートルをそれぞれ超えないこと。
- (2) 原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。
- (3) 時速20キロメートルを超える速度を出すことができないこと。
- (4) 構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあつては、走行中に当該最高の速度の設定を変更することができないこと。

- (5) オートマチック車であること。
- (6) 最高速度表示灯を備えていること。

3 特定小型原動機付自転車の点検

特定小型原動機付自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に販売店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。特定小型原動機付自転車は、努めて特定小型原動機付自転車の安全性を示すマークである性能等確認済シールや型式認定番号標の付いたものを使いましょう。

- (1) ブレーキの遊びや効きは十分か。
- (2) 車輪にガタやゆがみはないか。
- (3) タイヤの空気圧は適正か。
- (4) ハンドルが重くないか。ワイヤーが引つ掛かつていないか。
ガタはないか。
- (5) 灯火はすべて正常に働くか。

4 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方

- (1) 特定小型原動機付自転車に乗るときは、見通しのきく道路の左端で、後方と前方の安全を確かめてから発進しましょう。
- (2) 右折、左折する場合は、できるだけ早めに合図をしましょう。
- (3) 両手でハンドルを確実に握って運転しましょう。片手運転をしてはいけません。
- (4) 停止するときには、安全を確かめた後、早めに停止の合図を行い、まず静かに後輪ブレーキを掛けて十分速度を落としながら

道路の左端に沿って停止し、左側に降りましょう。

第2節 自転車の正しい乗り方

1 自転車に乗るに当たつての心得

〔(1)～(4) 略〕

(5) 傘を差したり、物を手やハンドルに提げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら自転車に乗るのも危険です。

(6) 〔略〕

(7) 自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになつたり、不安定となつたりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を自転車に固定して運転するときも、不安定となつたり、視野が妨げられたり、傘が歩行者やほかの車に接触したりするなどして、危険な場合があります。

〔(8)～(11) 略〕

2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行つて点検や整備をしてもらいましょう。自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

〔(1)～(12) 略〕

〔3・4 略〕

第3節 安全な通行

第1節 自転車の正しい乗り方

1 〔同左〕

〔(1)～(4) 同左〕

(5) かさを差したり、物を手やハンドルに提げたりして乗るのはやめましょう。犬などの動物を引きながら自転車に乗るのも危険です。

(6) 〔同左〕

(7) 自転車に荷物を積むときは、運転の妨げになつたり、不安定となつたりするなどして、危険な場合があるので、そのような積み方をしてはいけません。傘を自転車に固定して運転するときも、不安定となつたり、視野が妨げられたり、傘が歩行者に接触したりするなどして、危険な場合があります。

〔(8)～(11) 同左〕

2 自転車の点検

自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があつたら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行つて点検や整備をしてもらいましょう。なお、自転車は、努めてTSマーク、JISマーク、BAAマーク、SGマークなどの自転車の車体の安全性を示すマークの付いたものを使いましょう。

〔(1)～(12) 同左〕

〔3・4 同左〕

第2節 安全な通行

1 特定小型原動機付自転車や自転車の通るところ

(1) 特定小型原動機付自転車や自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。

なお、特定小型原動機付自転車や自転車は、高速自動車国道や自動車専用道路に入ってはけません。

(2) 特定小型原動機付自転車や自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識（付表3(1)32、32の2、33、33の2）や標示（付表3(2)14、14の2、15）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) 特定小型原動機付自転車のうち、次の要件を満たしており、かつ、他の車両を牽引していない特定小型原動機付自転車を特例特定小型原動機付自転車とといいます。

ア 最高速度表示灯を点滅させることにより、歩道や路側帯を通行することができるものであることを表示していること。

イ 時速6キロメートルを超える速度を出すことができないこと。

ウ 次の構造の基準を満たしていること。

(ア) 側車を付していないこと。

(イ) ブレーキは、走行中容易に操作できる位置にあること。

1 自転車の通るところ

(1) 自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通るのが原則です。また、普通自転車は、自転車道のあるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通らなければなりません。

(2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。ただし、標識（付表3(1)32、32の2、33、33の2）や標示（付表3(2)14、14の2、15）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) 自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示（付表3(2)11）のあるところは通れません。

(ウ) 鋭い突出部のないこと。

特例特定小型原動機付自転車と自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通ることができます。しかし、歩行者の通行に大きな妨げとなるところや、白の二本線の標示（付表 3 (2)11）のあるところは通れません。

(4) 特例特定小型原動機付自転車は、歩道に特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の標識（付表 3 (1)29）や標示（付表 3 (2)21の 2、22）がある場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示（付表 3 (2)22）がある場合は、それによつて指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通つてはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

(5) 普通自転車は、次の場合に限り、歩道の車道寄りの部分（歩道に白線と自転車の標示（付表 3 (2)22）がある場合は、それによつて指定された部分）を通ることができます。ただし、警察官や交通巡視員が歩行者の安全を確保するため歩道を通つてはならない旨を指示したときは、その指示に従わなければなりません。

ア 歩道に特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の標識（付表 3 (1)29）や標示（付表 3 (2)21の 2、22）があるとき。

[イ・ウ 略]

(6) 自転車は、道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断

[加える。]

(4) [同左]

ア 歩道に普通自転車歩道通行可の標識（付表 3 (1)29）や標示（付表 3 (2)21の 2、22）があるとき。

[イ・ウ 同左]

(5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば

帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。
また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、特定小型原動機付自転車や自転車に乗ったまま通行してはいけません。

2 走行上の注意

特定小型原動機付自転車や自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(1) 特定小型原動機付自転車や自転車は急ブレーキを掛けると転倒しやすく、また、速度を出し過ぎると周囲の状況の確認や、特定小型原動機付自転車や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

[(2)~(4) 略]

(5) ほかの自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競走したりしてはいけません。特定小型原動機付自転車を運転して集団で走行する場合は、ジグザグ運転や巻き込み運転など、ほかの車に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼすこととなるような行為をしたりしてはいけません。

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、特定小型原動機付自転車や自転車を押して渡るようにしましょう。

(7) [略]

、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

2 走行上の注意

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(1) 自転車は急ブレーキを掛けると転倒しやすく、また、速度を出し過ぎると周囲の状況の確認や自転車の制御が困難となるので、天候、時間帯、交通の状況などに応じた安全な速度で走らなければなりません。

[(2)~(4) 同左]

(5) ほかの自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競走したりしてはいけません。

(6) 踏切では、一時停止をし、安全を確かめなければなりません。踏切では、自転車を押して渡るようにしましょう。

(7) [同左]

(8) 歩道を通るときは、特例特定小型原動機付自転車や普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

[ア・イ 略]

(9) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況について安全を確かめてから行いましょう。また、特定小型原動機付自転車で歩道に乗り入れる場合には必ず最高速度の設定を時速6キロメートル以下に切り替えましょう。特に、ひんぱんな乗り入れの連続や交差点の付近での歩道から車道への乗り入れは危険です。また、歩道から車道に乗り入れる場合には、右側通行をすることとならないようにしなければなりません。

(10) 歩道でほかの特例特定小型原動機付自転車や普通自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する特例特定小型原動機付自転車や普通自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

[(11)～(13) 略]

(14) 走行中、ブレーキやライトなどが故障したときは、特定小型原動機付自転車や自転車を押して歩きましょう。

(15) 路面が凍り付いているところや風雨が強いときは、特定小型原動機付自転車や自転車を押して通りましょう。

3 交差点の通り方

[(1)・(2) 略]

(3) 交差点（環状交差点を除きます。）での右左折は、次の方法

(8) 歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

[ア・イ 同左]

(9) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道や歩道の状況について安全を確かめてから行いましょう。特に、ひんぱんな乗り入れの連続や交差点の付近での歩道から車道への乗り入れは危険です。また、歩道から車道に乗り入れる場合には、右側通行をすることとならないようにしなければなりません。

(10) 歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけるようにしましょう。

[(11)～(13) 同左]

(14) 走行中、ブレーキやライトなどが故障したときは、自転車を押して歩きましょう。

(15) 路面が凍り付いているところや風雨が強いときは、自転車を押して通りましょう。

3 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

でなければなりません。

ア 左折するときは、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに左折の合図（特定小型原動機付自転車の運転者にあつては左側の方向指示器を操作し、自転車の運転者にあつては右腕の肘を垂直に上に曲げるか左側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

イ 右折は、次の方法でなければなりません。

(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまつすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であつても自動車や一般原動機付自転車は青の矢印の信号によつて右折できる場合がありますが、この場合でも特定小型原動機付自転車や自転車は進むことはできません。

(イ) 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図（特定小型原動機付自転車の運転者にあつては右側の方向指示器を操作し、自転車の運転者にあつては手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に寄つて交差点の向こう側までまつすぐに進み、十

ア 左折するときは、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに左折の合図（右腕の肘を垂直に上に曲げるか左側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に沿って十分速度を落とし、横断中の歩行者の通行を妨げないように注意して曲がらなければなりません。

イ [同左]

(ア) 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまつすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、赤信号や黄信号であつても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によつて右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

(イ) 交通整理の行われていない交差点では、後方の安全を確かめ、その交差点の手前の側端から30メートルの地点に達したときに右折の合図（手のひらを下にして右腕を横に水平に出すか右側の方向指示器を操作すること。）を行い、できるだけ道路の左端に寄つて交差点の向こう側までまつすぐに進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

分速度を落として曲がらなければなりません。

(4) [略]

(5) 自転車は、交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

(6) [略]

4 歩行者などに対する注意

(1) [略]

(2) 路側帯や、特定小型原動機付自転車や自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないように注意し、特に歩行者用道路では、十分速度を落とさなければなりません。

(3) [略]

(4) 車道を通る特定小型原動機付自転車や自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

(5) [略]

(6) 特定小型原動機付自転車や自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。

(4) [同左]

(5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

(6) [同左]

4 [同左]

(1) [同左]

(2) 路側帯や自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は、歩行者の通行を妨げないように注意し、特に歩行者用道路では、十分速度を落とさなければなりません。

(3) [同左]

(4) 車道を通る自転車が横断歩道に近づいたときは、横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。また、歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

(5) [同左]

(6) 自転車を駐車するときは、歩行者や車の通行の妨げにならないようにしなければなりません。また、点字ブロックの上や近くには駐車しないようにしましょう。

近くに自転車等駐車場がある場合は、特定小型原動機付自転車や自転車をそこに置くようにしましょう。

第4章 自動車や一般原動機付自転車を運転する前の心得

第2節 運転免許の仕組み

道路で自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、その車種や牽引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

1 運転免許の区分

運転免許には、次の三種のものが 있습니다。

(1) 第一種運転免許

自動車や一般原動機付自転車を運転しようとする場合（(2)の場合を除きます。）の免許をいいます。

(2) 第二種運転免許

乗合バス、タクシーなどの旅客自動車を旅客運送のため運転しようとする場合や代行運転自動車（自動車運転代行業（注5）に従事する運転者が客に代わつて運転する自動車をいいます。）である普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。

(3) [略]

近くに自転車駐車場がある場合は、自転車をそこに置くようにしましょう。

第4章 自動車を運転する前の心得

第2節 運転免許の仕組み

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

1 [同左]

[同左]

(1) 第一種運転免許

自動車や原動機付自転車を運転しようとする場合（(2)の場合を除きます。）の免許をいいます。

(2) 第二種運転免許

乗合バス、タクシーなどの旅客自動車を旅客運送のため運転しようとする場合や代行運転自動車（自動車運転代行業（注4）に従事する運転者が客に代わつて運転する自動車をいいます。）である普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。

(3) [同左]

[略]

2 運転免許の種類に応じて運転できる自動車、一般原動機付自転車は次表のとおりです。

免許の種類	運転できる自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
大型免許	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
中型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
準中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
普通免許	普通自動車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
大型特殊免許	大型特殊自動車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
大型二輪免許	大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
普通二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車、 <u>一般原動機付自転車</u>
[略]	
原付免許	<u>一般原動機付自転車</u>

[3 ・ 4 略]

第4節 乗車と積載

1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

[同左]

2 運転免許の種類に応じて運転できる自動車、原動機付自転車は次表のとおりです。

免許の種類	運転できる自動車、 <u>原動機付自転車</u>
大型免許	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
中型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
準中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
普通免許	普通自動車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
大型特殊免許	大型特殊自動車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
普通二輪免許	大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
普通二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車、 <u>原動機付自転車</u>
[同左]	
原付免許	<u>原動機付自転車</u>

[3 ・ 4 同左]

第4節 乗車と積載

1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。

また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、一般原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車	自動車検査証か軽	自動車検査証か軽自動車届	長さ…自動車の長さ×1.2	前後…車体の前
中型自動車	自動車届	出済証に記載されている最	幅 …自動車の幅×1.2	後から自動車
準中型自動車	記載されている乗車定員（	大積載量（ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用	高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車	の長さの長さの長さを超えてはみ出さないこと。
普通自動車	ミニカー（注6）と特定の構造の農業用散布車（注7）にあつては1人（特定の構造の農業用	薬剤散布車にあつては1,500キログラム		左右…車体

また、定められた乗車定員（運転者を含みます。）や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけません。次の表は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車	自動車検査証か軽	自動車検査証か軽自動車届	長さ…自動車の長さ×1.2	前後…車体の前
中型自動車	自動車届	出済証に記載されている最	幅 …自動車の幅×1.2	後から自動車
準中型自動車	記載されている乗車定員（	大積載量（ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用	高さ…地上3.8メートル（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車	の長さの長さの長さを超えてはみ出さないこと。
普通自動車	ミニカー（注5）と特定の構造の農業用散布車（注6）にあつては1人（特定の構造の農業用	薬剤散布車にあつては1,500キログラム		左右…車体

薬剂散布
車で運
転者用
以外
の座席
がある
もの
は2人)
)

で公安委
員会が定
めるもの
にあつて
は3.8メ
ートル以
上4.1メ
ートルを
超えない
範囲内に
おいて公
安委員会
が定める
高さ)
の左
右か
ら自
動車
の幅
 $\frac{1}{10}$
の幅
を超
えて
はみ
出さ
ない
こと
。

薬剂散布
車で運
転者用
以外
の座席
がある
もの
は2人)
)

で公安委
員会が定
めるもの
にあつて
は3.8メ
ートル以
上4.1メ
ートルを
超えない
範囲内に
おいて公
安委員会
が定める
高さ)
の左
右か
ら自
動車
の幅
 $\frac{1}{10}$
の幅
を超
えて
はみ
出さ
ない
こと
。

[略]

一般原動 機付自転 車	1人	30キログラム	長さ…積載装置 の長さ+ 0.3メー トル 幅 …積載装置 の幅+0. 3メート ル	前後…積載 装置 の前 後か ら0. 3メ ートルを
-------------------	----	---------	---	--

[同左]

原動機付 自転車	1人	30キログラム	長さ…積載装置 の長さ+ 0.3メー トル 幅 …積載装置 の幅+0. 3メート ル	前後…積載 装置 の前 後か ら0. 3メ ートルを
-------------	----	---------	---	--

		高さ…地上2メートル	超えてはみ出さないこと。 左右…積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。
備考 [略]			

[2～5 略]

[注5～注7 略]

第5章 自動車や一般原動機付自転車の運転の方法

		高さ…地上2メートル	超えてはみ出さないこと。 左右…積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。
備考 [同左]			

[2～5 同左]

[注4～注6 同左]

第5章 自動車の運転の方法

第2節 自動車の通行するところ

[1～5 略]

6 路線バスなどの優先

(1) [略]

(2) 標識（付表3(1)33）や標示（付表3(2)15）によつて路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。ただし、標識（付表3(1)33、33の2）や標示（付表3(2)15）によつて普通自転車の専用通行帯が指定されている道路では、特定小型原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) [略]

7 通行してはいけないところ

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」などの標識（付表3(1)1、2、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

[(2)～(6) 略]

第3節 歩行者の保護など

[1～6 略]

7 特定小型原動機付自転車や自転車の保護

第2節 自動車の通行するところ

[1～5 同左]

6 [同左]

(1) [同左]

(2) 標識（付表3(1)33）や標示（付表3(2)15）によつて路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。ただし、標識（付表3(1)33、33の2）や標示（付表3(2)15）によつて普通自転車の専用通行帯が指定されている道路では、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) [同左]

7 [同左]

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」などの標識（付表3(1)1、2、29、30）によつて通行が禁止されている道路を通行してはいけません。

[(2)～(6) 同左]

第3節 歩行者の保護など

[1～6 同左]

7 自転車の保護

- (1) 特定小型原動機付自転車や自転車は車両の一種であり、原則として車道を通行することとされています。特定小型原動機付自転車や自転車は、不安定であり、運転者の身体を防護する機能がないという構造上の特性を持っているので、車道を通行する特定小型原動機付自転車や自転車の安全に十分配慮しましょう。
- (2) 追越しなどのため特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、特定小型原動機付自転車や自転車のふらつきなどを予想し、特定小型原動機付自転車や自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。
- (3) 道路に面した場所に入り出すため歩道や路側帯や自転車道を横切るときには、その直前で一時停止をし、特定小型原動機付自転車や自転車がないかを確認するようにしましょう。
- (4) 交差点を通行するときは、交差する道路や交差点内を通行する特定小型原動機付自転車や自転車との衝突や、左側を通行している特定小型原動機付自転車や自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、特定小型原動機付自転車や自転車の運転者が自動車の存在を認識しているかどうか確認しながら通行するようにしましょう。

[8～10 略]

第 4 節 安全な速度と車間距離

1 安全な速度

- (1) [略]
- (2) 一般原動機付自転車を運転する場合は、時速30キロメートル

- (1) 自転車は車両の一種であり、原則として車道を通行することとされています。自転車は、不安定であり、運転者の身体を防護する機能がないという構造上の特性を持っているので、車道を通行する自転車の安全に十分配慮しましょう。
- (2) 追越しなどのため自転車のそばを通るときは、自転車のふらつきなどを予想し、自転車との間に安全な間隔を空けるか、徐行しなければなりません。
- (3) 道路に面した場所に入り出すため歩道や路側帯や自転車道を横切るときには、その直前で一時停止をし、自転車がないかを確認するようにしましょう。
- (4) 交差点を通行するときは、交差する道路や交差点内を通行する自転車との衝突や、左側を通行している自転車の巻き込みなどに十分注意するとともに、自転車の運転者が自動車の存在を認識しているかどうか確認しながら通行するようにしましょう。

[8～10 同左]

第 4 節 安全な速度と車間距離

1 [同左]

- (1) [同左]
- (2) 原動機付自転車を運転する場合は、時速30キロメートルを超

を超えて運転してはいけません。標識（付表 3 (1)25、25の 2）や標示（付表 3 (2)6）によつて時速30キロメートル以下の最高速度が示されているときは、その最高速度を超えて運転してはいけません。

(3) [略]

[2～4 略]

第6節 追越しなど

1 追越しの禁止

[(1)・(2) 略]

(3) 次の場所では、自動車や一般原動機付自転車を追い越すため、進路を変えたり、その横を通り過ぎたりしてはいけません。

[ア～カ 略]

(4) [略]

[2～5 略]

第7節 交差点の通り方

1 交差点を通行するときの注意

[(1)・(2) 略]

(3) 車が右左折するときは、内輪差（曲がるとき後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいいます。）が生じます。特に大型車は内輪差が大きく、左後方が見えにくいので左側を通行している歩行者、特定小型原動機付自転車や自転車などを巻き込まないよう注意しましょう。

2 交差点（環状交差点を除きます。）の通行方法

えて運転してはいけません。標識（付表 3 (1)25、25の 2）や標示（付表 3 (2)6）によつて時速30キロメートル以下の最高速度が示されているときは、その最高速度を超えて運転してはいけません。

(3) [同左]

[2～4 同左]

第6節 追越しなど

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 次の場所では、自動車や原動機付自転車を追い越すため、進路を変えたり、その横を通り過ぎたりしてはいけません。

[ア～カ 同左]

(4) [同左]

[2～5 同左]

第7節 交差点の通り方

1 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 車が右左折するときは、内輪差（曲がるとき後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいいます。）が生じます。特に大型車は内輪差が大きく、左後方が見えにくいので左側を通行している歩行者や自転車などを巻き込まないよう注意しましょう。

2 [同左]

(1) [略]

(2) 右折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら通行しなければなりません。ただし、一般原動機付自転車が二段階の右折方法により右折しようとするときは別です。

(3) 一方通行の道路から右折するときは、道路の右端に寄り、交差点の中心の内側を徐行しながら通行しなければなりません。ただし、一般原動機付自転車が二段階の右折方法により右折しようとするときは別です。

[(4)・(5) 略]

(6) 車両通行帯のある道路で、標識（付表 3 (1)35）や標示（付表 3 (2)17）によつて交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、緊急自動車近づいて来た場合や道路工事などでやむを得ない場合のほかは、指定された区分に従つて通行しなければなりません。ただし、右折につき二段階の右折方法によらなければならない交差点において右左折しようとする一般原動機付自転車は、道路の左端に寄つて通行しなければなりません。

[(7)~(9) 略]

[3・4 略]

第 9 節 オートマチック車などの運転

1 [略]

2 先進安全自動車（ASV）の運転

先進安全自動車（ASV）（注 8）は、先進技術を利用して運

(1) [同左]

(2) 右折しようとするときは、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら通行しなければなりません。ただし、原動機付自転車が二段階の右折方法により右折しようとするときは別です。

(3) 一方通行の道路から右折するときは、道路の右端に寄り、交差点の中心の内側を徐行しながら通行しなければなりません。ただし、原動機付自転車が二段階の右折方法により右折しようとするときは別です。

[(4)・(5) 同左]

(6) 車両通行帯のある道路で、標識（付表 3 (1)35）や標示（付表 3 (2)17）によつて交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、緊急自動車近づいて来た場合や道路工事などでやむを得ない場合のほかは、指定された区分に従つて通行しなければなりません。ただし、右折につき二段階の右折方法によらなければならない交差点において右左折しようとする原動機付自転車は、道路の左端に寄つて通行しなければなりません。

[(7)~(9) 同左]

[3・4 同左]

第 9 節 オートマチック車などの運転

1 [同左]

2 先進安全自動車（ASV）の運転

先進安全自動車（ASV）（注 7）は、先進技術を利用して運

転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

注8 [略]

3 [略]

第6章 危険な場所などでの運転

第2節 坂道・カーブ

1 [略]

2 曲がり角・カーブ

[(1)~(3) 略]

(4) 道路の曲がり角やカーブを通行するときには、車の内輪差のため、内側にいる歩行者、特定小型原動機付自転車や自転車などを巻き込んだり、後車輪が路肩からはみ出したりするおそれがありますから注意しましょう。

(5) [略]

第3節 夜間

1 夜間の走行

(1) 夜間は視界が悪くなるため、歩行者、特定小型原動機付自転車や自転車などの発見が遅れます。また、速度感が鈍り、速度超過になりがちです。その上、夜間は、過労運転や酒酔い運転

転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

注7 [同左]

3 [同左]

第6章 危険な場所などでの運転

第2節 坂道・カーブ

1 [同左]

2 [同左]

[(1)~(3) 同左]

(4) 道路の曲がり角やカーブを通行するときには、車の内輪差のため、内側にいる歩行者や自転車などを巻き込んだり、後車輪が路肩からはみ出したりするおそれがありますから注意しましょう。

(5) [同左]

第3節 夜間

1 [同左]

(1) 夜間は視界が悪くなるため、歩行者や自転車などの発見が遅れます。また、速度感が鈍り、速度超過になりがちです。その上、夜間は、過労運転や酒酔い運転をする者や、酔って歩く者

をする者や、酔って歩く者などがいたりするので、昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。少しでも危ないと感じたときは、まず速度を落とすことが大切です。

[(2)～(6) 略]

2 [略]

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注9）、一般原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

注9 [略]

第8章 二輪車の運転の方法

この章は、二輪車を運転する人に特に知っていただきたい運転の方法を掲げていますので、運転する前の心得や一般的な運転の方法などについては、自動車と一般原動機付自転車のところ（第4章～第7章）を参照して下さい。なお二輪車とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車のことをいいます。

第1節 二輪車の運転者の心得

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失うという構造上の特性を持つているため、四輪車とは違った運転技術が必要とします。また、二輪車の動きが四輪車からは見えないことがあるので、周りの交通の動きについて一層の注意が必要となります

などがいたりするので、昼間より速度を落として慎重に運転しましょう。少しでも危ないと感じたときは、まず速度を落とすことが大切です。

[(2)～(6) 同左]

2 [同左]

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車（注8）、原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

注8 [同左]

第8章 二輪車の運転の方法

この章は、二輪車を運転する人に特に知っていただきたい運転の方法を掲げていますので、運転する前の心得や一般的な運転の方法などについては、自動車のところ（第4章～第7章）を参照して下さい。なお二輪車とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車のことをいいます。

第1節 二輪車の運転者の心得

[同左]

。手軽な乗り物であると気を許さないで、常に慎重に運転しましょう。

1 [略]

2 乗車用ヘルメットの着用

乗車用ヘルメットをかぶらないで大型自動二輪車や普通自動二輪車や一般原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗せて大型自動二輪車や普通自動二輪車を運転してはいけません。乗車用ヘルメットは、P S (c) マークか J I S マークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。工事用安全帽は乗車用ヘルメットではありません。

3 [略]

4 二人乗りの禁止

次の場合には、二人乗りをしてはいけません。

(1) 大型自動二輪車や普通自動二輪車で後部座席がないものや一般原動機付自転車を運転するとき。

[(2)～(5) 略]

[5 ・ 6 略]

第3節 安全な運転の方法

二輪車は機動性に富んでいますが、車の間を縫って走つたり、ジグザグ運転、無理な追越しや割り込みをしたりしてはいけません。そのような運転方法は極めて危険であるばかりでなく、周囲の運転者にも不安を与えます。車間距離や側方間隔を十分に保ちましょう。交通渋滞のときなどには、前の車に乗っている人が急にドアを開け

1 [同左]

2 乗車用ヘルメットの着用

乗車用ヘルメットをかぶらないで大型自動二輪車や普通自動二輪車や原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない者を乗せて大型自動二輪車や普通自動二輪車を運転してはいけません。乗車用ヘルメットは、P S (c) マークか J I S マークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。工事用安全帽は乗車用ヘルメットではありません。

3 [同左]

4 [同左]

[同左]

(1) 大型自動二輪車や普通自動二輪車で後部座席がないものや原動機付自転車を運転するとき。

[(2)～(5) 同左]

[5 ・ 6 同左]

第3節 安全な運転の方法

[同左]

たり、歩行者が車の間から飛び出したりすることがあるので注意しましょう。また、げたやサンダルなど運転の妨げになる履物を履いて運転してはいけません。

[1・2 略]

3 右折するときの運転

(1) [略]

(2) 一般原動機付自転車の右折

交差点（環状交差点を除きます。）での右折は、次の方法でしなければなりません。

ア 二段階の右折方法

「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）」の標識（付表 3 (1)35の 2）のある道路や車両通行帯（交差点の付近に設けられた右左折のための車両通行帯を含みます。）が 3 以上ある道路（「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識（付表 3 (1)35の 3）のある道路を除きます。）の信号機などにより交通整理の行われている交差点では、あらかじめできるだけ道路の左端に寄って、その交差点の手前の側端から 30メートルの地点に達したときに右折の合図を行い、青信号で徐行しながら交差点の向こう側までまつすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、ここで合図をやめ、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、このような場合は、青の矢印の信号によつて右折することはできません。

イ 小回りの右折方法

[1・2 同左]

3 [同左]

(1) [同左]

(2) 原動機付自転車の右折

[同左]

ア 二段階の右折方法

「原動機付自転車の右折方法（二段階）」の標識（付表 3 (1)35の 2）のある道路や車両通行帯（交差点の付近に設けられた右左折のための車両通行帯を含みます。）が 3 以上ある道路（「原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識（付表 3 (1)35の 3）のある道路を除きます。）の信号機などにより交通整理の行われている交差点では、あらかじめできるだけ道路の左端に寄って、その交差点の手前の側端から 30メートルの地点に達したときに右折の合図を行い、青信号で徐行しながら交差点の向こう側までまつすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、ここで合図をやめ、前方の信号が青になつてから進むようにしなければなりません。なお、このような場合は、青の矢印の信号によつて右折することはできません。

イ 小回りの右折方法

「一般原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識のある道路の交差点などA以外の交差点では、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら進行しなければなりません。

幅の広い道路で右折しようとするときは、十分手前のところから徐々に右折の車線に移るようにしましょう。急に左側の車線から右側の車線に移動すると極めて危険です。なお、このような場合は、青の矢印の信号に従って右折することができます。

第6節 その他注意しなければならないこと

1 [略]

2 ペダル付き原動機付自転車

ペダル付き原動機付自転車（ペダルが備えられている原動機付自転車をいいます。）を原動機を作動させずにペダルを用いて運転する場合であつても、原動機付自転車として扱われます。

3 [略]

第10章 交通事故、故障、災害などのとき

第3節 災害などのとき

1 [略]

2 緊急地震速報が発表されたとき

緊急地震速報は、気象庁が、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱以上である場合などに、震度4以上を予想した区域などを、その揺れが来る前に発表するものです。

車を運転中に緊急地震速報が発表されたことを知ったときは、

「原動機付自転車の右折方法（小回り）」の標識のある道路の交差点などA以外の交差点では、あらかじめできるだけ道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら進行しなければなりません。

幅の広い道路で右折しようとするときは、十分手前のところから徐々に右折の車線に移るようにしましょう。急に左側の車線から右側の車線に移動すると極めて危険です。なお、このような場合は、青の矢印の信号に従って右折することができます。

第6節 その他注意しなければならないこと

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

第10章 交通事故、故障、災害などのとき

第3節 災害などのとき

1 [同左]

2 緊急地震速報が発表されたとき

緊急地震速報は、気象庁が、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱以上である場合に、震度4以上を予想した区域を、その揺れが来る前に発表するものです。

車を運転中に緊急地震速報が発表されたことを知ったときは、

運転者は、周囲の状況に応じて、あわてることなく、非常点滅表示灯をつけるなどして周囲の車に注意を促した後、急ブレーキを避け、緩やかに速度を落としましょう。

[3～5 略]

第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

第1節 自動車所有者などの義務

自動車を所有する人や使用、管理する人は次のことを守らなければなりません。

1 [略]

2 自動車の登録（届け出）等

自動車は登録を受け（軽自動車は届け出）て、番号標（ナンバープレート）を付けなければなりません。また、原動機付自転車は申告をして、標識（ナンバープレート）を付けなければなりません。

3 [略]

4 強制保険などの加入

自賠責保険か責任共済に加入しなければなりません。原動機付自転車も必ず自賠責保険か責任共済に加入しなければなりません。また、なるべく一般の任意保険にも加入するようにしましょう。

5 [略]

用語のまとめ

注1 [略]

運転者は、周囲の状況に応じて、あわてることなく、非常点滅表示灯をつけるなどして周囲の車に注意を促した後、急ブレーキを避け、緩やかに速度を落としましょう。

[3～5 同左]

第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得

第1節 自動車所有者などの義務

[同左]

1 [同左]

2 自動車の登録（届け出）

自動車は登録を受け（軽自動車は届け出）て、番号標（ナンバープレート）を付けなければなりません。

3 [同左]

4 強制保険などの加入

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）か責任共済に加入しなければなりません。原動機付自転車も必ず自賠責保険か責任共済に加入しなければなりません。また、なるべく一般の任意保険にも加入するようにしましょう。

5 [同左]

用語のまとめ

注1 [同左]

注2 一般原動機付自転車……二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については50cc以下、定格出力については0.60キロワット以下、その他のものにあつては、総排気量については20cc以下、定格出力については0.25キロワット以下の総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車であつて、特定小型原動機付自転車に該当するもの以外のものをいいます。

[注3～注9 略]

付表1 信号の種類と意味

(1) 信号機の信号

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	(1) [略] (2) <u>特定小型原動機付自転車と軽車両</u> 以外の車や路面電車は直進し、左折し、右折することができます。ただし、二段階の右折方法により右折する <u>一般原動機付自転車</u> は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。 (3) <u>特定小型原動機付自転車と軽車両</u> （自転車、荷車など）は、直進し左折することができます。

[加える。]

[注2～注8 同左]

付表1 信号の種類と意味

(1) 信号機の信号

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	(1) [同左] (2) <u>軽車両</u> 以外の車や路面電車は直進し、左折し、右折することができます。ただし、二段階の右折方法により右折する <u>原動機付自転車</u> は、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。 (3) <u>軽車両</u> （自転車、荷車など）は、直進し左折することができます。右折するときは、右

ます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。

[略]

赤色の灯火

[(1)~(3) 略]

(4) 交差点で既に右折している車や路面電車は、右折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。この場合、その車や路面電車は、青色の灯火に従って進んで来る車や路面電車の進行を妨げてはいけません。ただし、特定小型原動機付自転車、軽車両や二段階の右折方法により右折する一般原動機付自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければなりません。

人の形の記

(1) [略]

号がある青色の灯火

(2) 横断歩道を進行する特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。

人の形の記

(1) [略]

号がある青色の灯火の

(2) 横断歩道を進行しようとする特例特定小型原動機付自転車と普通自転車は、横断を始め

折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。

[同左]

赤色の灯火

[(1)~(3) 同左]

(4) 交差点で既に右折している車や路面電車は、右折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。この場合、その車や路面電車は、青色の灯火に従って進んで来る車や路面電車の進行を妨げてはいけません。ただし、軽車両や二段階の右折方法により右折する原動機付自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければなりません。

人の形の記

(1) [同左]

号がある青色の灯火

(2) 横断歩道を進行する普通自転車は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。

人の形の記

(1) [同左]

号がある青色の灯火の

(2) 横断歩道を進行しようとする普通自転車は、横断を始めてはいけません。

点滅	てはいけません。
人の形の記号がある赤色の灯火	(1) [略] (2) 横断歩道を進行しようとする <u>特例特定小型原動機付自転車と普通自転車</u> は、横断を始めてはいけません。
青色の灯火の矢印	車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方向に進むことができます（右向きの矢印の場合には、転回することもできます）。しかし、右向きの矢印の場合には、 <u>特定小型原動機付自転車、軽車両</u> や二段階の右折方法により右折する <u>一般原動機付自転車</u> は進むことができません。
[略]	
備考 [略]	

(2) 歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合の信号

信号の種類	信号の意味
人の形の記号がある青色の灯火	(1) [略] (2) <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
人の形の記	(1) [略]

点滅	
人の形の記号がある赤色の灯火	(1) [同左] (2) 横断歩道を進行しようとする <u>普通自転車</u> は、横断を始めてはいけません。
青色の灯火の矢印	車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であつても矢印の方向に進むことができます（右向きの矢印の場合には、転回することもできます）。しかし、右向きの矢印の場合には、 <u>軽車両</u> や二段階の右折方法により右折する <u>原動機付自転車</u> は進むことができません。
[同左]	
備考 [同左]	

(2) 歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合の信号

信号の種類	信号の意味
人の形の記号がある青色の灯火	(1) [同左] (2) <u>自転車</u> は、直進し、左折することができます。右折するときは、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変えることまでできます。
人の形の記	(1) [同左]

号がある青色の灯火の点滅	(2) <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、横断を始めてはいけません。しかし、青色の灯火の点滅に変わったときに停止位置に近づいて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。
人の形の記号がある赤色の灯火	(1) [略] (2) <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、横断を始め、又は停止位置を越えて進んではいけません。 (3) 交差点で既に左折している <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。 (4) 交差点で既に右折している <u>特定小型原動機付自転車と自転車</u> は、右折方向の信号が赤のときはその右折している地点で停止していなければなりません。
備考	[略]

(3) [略]

付表3 標識・標示の種類

(1) 標識

ア 規制標識

種類	番号	表示する意味	色
[略]			
<u>二輪の自動車・一般</u>	7	<u>二輪の自動車及び一</u>	同上

号がある青色の灯火の点滅	(2) <u>自転車</u> は、横断を始めてはいけません。しかし、青色の灯火の点滅に変わったときに停止位置に近づいて、安全に停止することができない場合は、そのまま進むことができます。
人の形の記号がある赤色の灯火	(1) [同左] (2) <u>自転車</u> は、横断を始め、又は停止位置を越えて進んではいけません。 (3) 交差点で既に左折している <u>自転車</u> は、左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。 (4) 交差点で既に右折している <u>自転車</u> は、右折方向の信号が赤のときはその右折している地点で停止していなければなりません。
備考	[同左]

(3) [同左]

付表3 標識・標示の種類

(1) 標識

ア 規制標識




種類	番号	表示する意味	色
[同左]			
<u>二輪の自動車・原動</u>	7	<u>二輪の自動車と原動</u>	同上


<u>原動機付自転車通行止め</u> 		<u>般原動機付自転車の通行止め</u>	
[略]			
<u>特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</u> 	9	<u>特定小型原動機付自転車及び自転車の通行止め</u>	同上
[略]			
<u>特定小型原動機付自転車・自転車専用</u> 	28	(1) 自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2) <u>特定小型原動機付自転車及び自転車</u> （これらの車両で自転車道を通行	同上

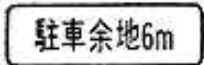
<u>機付自転車通行止め</u> 		<u>機付自転車の通行止め</u>	
[同左]			
<u>自転車通行止め</u> 	9	<u>自転車の通行止め</u>	同上
[同左]			
<u>自転車専用</u> 	28	(1) 自転車道や自転車専用道路（自転車だけの通行のために設けられた道路）の指定 (2) <u>普通自転車</u> 以外の車、歩行者及び遠隔操作型小型車の通行禁止	同上

		してはならないものを除く。) 以外の車、歩行者及び遠隔操作型小型車の通行禁止	
普通自転車等及び歩行者等専用 	29	(1) 自転車歩行者専用道路の指定 (2) 特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で自転車道を通行してはならないものを除く。）以外の車の通行止め (3) 特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行できることの指定	同上
[略]			
特定小型原動機付自転車・自転車一方通行	31の2	標示板の矢印の示す方向の反対方向に特	同上

自転車及び歩行者等専用 	29	(1) 自転車歩行者専用道路の指定 (2) 普通自転車以外の車の通行止め (3) 普通自転車が歩道を通行できることの指定	同上
[同左]			
自転車一方通行	31の2	標示板の矢印の示す方向の反対方向に自	同上

行				定小型原動機付自転車及び自転車が進行することの禁止
[略]				
一般原動機付自転車の右折方法（二段階） 	35の2	一般原動機付自転車の二段階の右折方法の指定	文字、記号と縁は白 地は青	
一般原動機付自転車の右折方法（小回り） 	35の3	一般原動機付自転車の小回りの右折方法の指定	文字と記号は青 斜めの帯と枠は赤 縁と地は白	
[略]				
備考 [略]				
イ [略]				
[略]				
ウ 補助標識				
種類	番号	表示する意味	色	

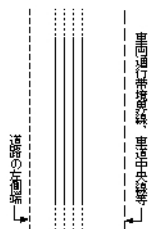

		転車が進行することの禁止		
[同左]				
原動機付自転車の右折方法（二段階） 	35の2	原動機付自転車の二段階の右折方法の指定	文字、記号と縁は白 地は青	
原動機付自転車の右折方法（小回り） 	35の3	原動機付自転車の小回りの右折方法の指定	文字と記号は青 斜めの帯と枠は赤 縁と地は白	
[同左]				
備考 [同左]				
イ [同左]				
[同左]				
ウ 補助標識				
種類	番号	表示する意味	色	

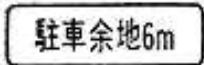
[略]			[1~5 略]
駐車余地 	74	車が駐車する場合、その右側に空けなければならない余地	
[略]			

[エ・オ 略]

(2) 標示

ア 規制標示

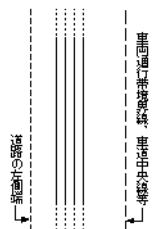

種類	番号	意味	色
[略]			
歩行者用路側帯 	11	車の駐停車、 <u>特例特定小型原動機付自転車及び軽車両</u> の通行が禁止されている路側帯であること	同上
[略]			
<u>特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可</u> 	21の 2	<u>特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車</u> が歩道を通ることができること	同上

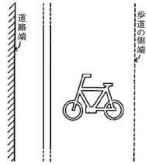
[同左]			[1~5 同左]
駐車余地 	74	自動車が駐車する場合、その右側に空けなければならない余地	
[同左]			

[エ・オ 同左]

(2) 標示

ア 規制標示

種類	番号	意味	色
[同左]			
歩行者用路側帯 	11	車の駐停車、 <u>軽車両</u> の通行が禁止されている路側帯であること	同上
[同左]			
<u>普通自転車歩道通行可</u> 	21の 2	<u>普通自転車</u> が歩道を通ることができること	同上

特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分	22	特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることと、その場合に通行しなければならない部分の指定	同上
			
[略]			

イ [略]

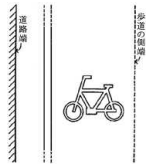
[略]

備考 [略]

[略]

付表4 車両の種類と略称

略称	車両の種類
[略]	
原付	一般原動機付自転車
特定原付	特定小型原動機付自転車
特例特定原付	特例特定小型原動機付自転車
二輪	二輪の自動車及び一般原動機付自転車
小二輪	小型二輪車（総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車）及び一般原動機付自転車
[略]	

普通自転車の歩道通行部分	22	普通自転車が歩道を通行することができることと、その場合に通行しなければならない部分の指定	同上
			
[同左]			

イ [同左]

[同左]

備考 [同左]

[同左]

付表4 車両の種類と略称

略称	車両の種類
[同左]	
原付	原動機付自転車
[項を加える。]	
[項を加える。]	
二輪	二輪の自動車及び原動機付自転車
小二輪	小型二輪車（総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車）及び原動機付自転車
[同左]	

備考 [略]

備考 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

(交通安全教育指針の一部改正)

第二条 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="295 331 954 363">第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え</p> <p data-bbox="210 383 1102 466">交通安全教育を行う者は、これを効果的かつ適切に行うため、以下の事項に留意する必要がある。</p> <p data-bbox="219 485 403 517">[1～3 略]</p> <p data-bbox="210 536 779 568">4 参加・体験・実践型の教育手法の活用</p> <p data-bbox="237 587 1102 1184">受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで<u>自動車、原動機付自転車</u>若しくは自転車を運転させ、又は歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいう。以下同じ。）、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。</p> <p data-bbox="219 1257 403 1289">[5～8 略]</p> <p data-bbox="295 1308 806 1340">第2章 交通安全教育の内容及び方法</p>	<p data-bbox="1223 331 1881 363">第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え</p> <p data-bbox="1173 383 1267 414">[同左]</p> <p data-bbox="1142 485 1357 517">[1～3 同左]</p> <p data-bbox="1133 536 1702 568">4 参加・体験・実践型の教育手法の活用</p> <p data-bbox="1160 587 2024 1238">受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を体験に基づいて習得し、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育手法を積極的に活用することが必要である。例えば、実際に道路外のコースで<u>自動車等（自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）</u>若しくは自転車を運転させ、又は歩行者としてコースを通行させることにより、技能及び知識の習得の程度を認識させたり、実験により自動車の死角、内輪差（右左折する場合又はカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ることによる前後輪の軌跡の差をいう。以下同じ。）、制動距離、シートベルトの効果等を確認させたり、ビデオ等の視聴覚教材又は運転シミュレーターを用いて交通事故の発生する状況等を間接的又は擬似的に体験させたりするなど、様々な工夫をすることが望ましい。</p> <p data-bbox="1142 1257 1357 1289">[5～8 同左]</p> <p data-bbox="1223 1308 1733 1340">第2章 交通安全教育の内容及び方法</p>

第1節 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより幼児の保護者に対して交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 幼児に対する交通安全教育の内容

[(1)~(3) 略]

(4) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(7) 自動車及び原動機付自転車に関する基本的な事項

自動車及び原動機付自転車は重量が重く、歩行者に比べ道路を通行する速度も速いことから、歩行者と自動車及び原動機付自転車との間で交通事故が起きると、歩行者が大きな被害を受けやすいことを理解させ、道路を通行する場合は自動車及び原動機付自転車の動きに十分に注意するように指導する。

第1節 幼児に対する交通安全教育

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

[(1)~(3) 同左]

(4) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車等の動きを予測し、危険を回避して歩行者として安全に道路を通行することができるようにする。

イ [同左]

(7) 自動車等に関する基本的な事項

自動車等は重量が重く、歩行者に比べ道路を通行する速度も速いことから、歩行者と自動車等との間で交通事故が起きると、歩行者が大きな被害を受けやすいことを理解させ、道路を通行する場合は自動車等の動きに十分に注意するように指導する。

(イ) 合図

自動車及び原動機付自転車の方向指示器及び後退灯による合図の意味を理解させる。

(ウ) 制動距離

自動車及び原動機付自転車は急には停止できないこと並びに自動車及び原動機付自転車の速度が速い場合、路面がぬれている場合等には制動距離が長くなることを理解させる。

(エ) 死角及び内輪差の危険

自動車及び原動機付自転車の近くで遊んでいたりと、立ち止まっていたりすると、自動車及び原動機付自転車の運転者から見えなかったり、自動車及び原動機付自転車に巻き込まれたりする危険があることを理解させる。

(5) [略]

[3・4 略]

第2節 児童に対する交通安全教育

児童に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより児童の保護者に対しての交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 児童に対する交通安全教育の内容

(イ) 合図

自動車等の方向指示器及び後退灯による合図の意味を理解させる。

(ウ) 制動距離

自動車等は急には停止できないこと及び自動車等の速度が速い場合、路面がぬれている場合等には制動距離が長くなることを理解させる。

(エ) 死角及び内輪差の危険

自動車等の近くで遊んでいたりと、立ち止まっていたりすると、自動車等の運転者から見えなかったり、自動車等に巻き込まれたりする危険があることを理解させる。

(5) [同左]

[3・4 同左]

第2節 児童に対する交通安全教育

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [略]

(2) 歩行者の心得

ア [略]

イ 内容

[ア)・イ) 略]

(ウ) 夜間に歩く場合

夜間は、自動車及び原動機付自転車の運転者から歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、道路を横断する場合並びに自動車及び原動機付自転車と擦れ違う場合には、昼間に比べて一層注意する必要があることを理解させる。また、運転者から見えやすいように目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりすること及び夜間に信号機のない所で横断する場合は、運転者から横断していることが分かるように、道路照明のある所等のできる限り明るい所を選ぶことを指導する。

(エ) [略]

(3) [略]

(4) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

[ア)・イ) 略]

(ウ) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音

(1) [同左]

(2) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

[ア)・イ) 同左]

(ウ) 夜間に歩く場合

夜間は、自動車等の運転者から歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、道路を横断する場合及び自動車等と擦れ違う場合には、昼間に比べて一層注意する必要があることを理解させる。また、運転者から見えやすいように目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりすること及び夜間に信号機のない所で横断する場合は、運転者から横断していることが分かるように、道路照明のある所等のできる限り明るい所を選ぶことを指導する。

(エ) [同左]

(3) [同左]

(4) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

[ア)・イ) 同左]

(ウ) 自転車の点検整備

サドル、ハンドル、ペダル、チェーン、ブレーキ、警音

器、前照灯、尾灯又は反射器材（後部反射器材及び側面反射器材）、タイヤ等の点検の要領及び具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

[エ)・オ) 略]

(カ) 走行上の注意

a 理解させるべき事項

走行上の注意として以下の事項を理解させる。

[(a)～(d) 略]

(e) 普通自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならず、歩道は歩行者優先であること。

b 指導すべき事項

走行上の注意として以下の事項を指導する。

[(a)～(d) 略]

(e) 歩道で他の特例特定小型原動機付自転車（道路交通法第17条の2第1項に規定する特例特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び普通自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車を右に見ながらよけること。

(f) 携帯電話の通話又は操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行及びヘッド

器、前照灯、尾灯又は反射器材（後部反射器材及び側面反射器材）、タイヤ等の点検の要領及び点検の結果、具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

[エ)・オ) 同左]

(カ) [同左]

a [同左]

[同左]

[(a)～(d) 同左]

(e) 普通自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならないこと。

b [同左]

[同左]

[(a)～(d) 同左]

(e) 歩道で他の自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながらよけること。

(f) 携帯電話の通話若しくは操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行又はへ

ホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。

(g) [略]

[(キ)・(ク) 略]

(ケ) 自転車を駐車する場合の注意

自転車を駐車する場合は、自転車等駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して歩行者等として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

第2章第1節2(3)イの事項を再確認させるとともに、自動車及び原動機付自転車による交通事故の際の衝撃力の大きさ、自動車及び原動機付自転車の速度が速い場合等に制動距離が長くなる理由、自動車及び原動機付自転車の死角及び内輪差が発生する理由等を具体的に説明し、自動車及び原動機付自転車の特性について児童の理解を深めさせる。

(6) [略]

[3・4 略]

ツドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。

(g) [同左]

[(キ)・(ク) 同左]

(ケ) 自転車を駐車する場合の注意

自転車を駐車する場合は、自転車駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の基本的な特性及び合図を習得することにより、自動車等の動きを予測し、危険を回避して歩行者等として安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

第2章第1節2(3)イの事項を再確認させるとともに、自動車等による交通事故の際の衝撃力の大きさ、自動車等の速度が速い場合等に制動距離が長くなる理由、自動車等の死角及び内輪差が発生する理由等を具体的に説明し、自動車等の特性について児童の理解を深めさせる。

(6) [同左]

[3・4 同左]

第3節 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 中学生に対する交通安全教育の目的

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗用中に交通事故に遭うことが多い。また、自動車及び原動機付自転車に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まるなど社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にある。

そこで、中学生に対する交通安全教育においては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

2 中学生に対する交通安全教育の内容

[(1)・(2) 略]

(3) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

(ア) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を

第3節 中学生に対する交通安全教育

[同左]

1 中学生に対する交通安全教育の目的

中学生は、通学等の手段として自転車を利用する機会が多く、自転車乗用中に交通事故に遭うことが多い。また、自動車等に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まるなど社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にある。

そこで、中学生に対する交通安全教育においては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って、自己の安全のみならず他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目的とする。

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

(ア) 自転車の正しい乗り方の実践

13歳以上の者は、道路標識等により普通自転車が歩道を

通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。あわせて、普通自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は一時停止をしなければならず、歩道は歩行者優先であることを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

通行できることとされている場合及び安全を確保するため普通自転車が歩道を通行することがやむを得ない場合のほかは、車道又は自転車道の左端を通行しなければならないことを理解させる。また、自転車乗用中の中学生が当事者である交通事故の発生原因を、交通事故の実例を挙げるなどして説明し、交通ルールを遵守しなかった場合の危険性について理解させるとともに、自転車の正しい乗り方について、交差点の通行の仕方等の第2章第2節2(4)イの事項を再確認させ、実際に道路を通行する場合には確実に実践することができるように指導する。特に、体格に合わない自転車に乗ること、傘を差したり、携帯電話の通話又は操作をしたりしながら走行すること、二人乗りで走行すること、ヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態で走行すること等の危険性を考えさせ、これらの行為が交通事故の発生原因となることを理解させる。さらに、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに、自転車に乗車する場合は乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(イ) 自転車の点検整備

点検整備を怠った自転車に乗ることの危険性を説明し、教則第3章第2節2を参照して確実に自転車を点検することができるように指導する。

(4) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の特性に関し、理解を深めさせることにより、自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して歩行者又は自転車の利用者として安全に道路を通行することができるようにするとともに、自動車に安全に乗車することができるように指導する。また、16歳になると普通二輪免許等の取得が可能になることを踏まえ、運転免許制度等についても理解させる。

イ 内容

(ア) 自動車及び原動機付自転車の特性

自動車及び原動機付自転車の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の特性について理解を深めさせるとともに、自動車及び原動機付自転車のこれらの特性に起因する交通事故の実例等を用いて、安全な歩き方及び自転車の安全な乗り方を話し合い等を通じて考えさせ、実践することができるように指導する。

(イ) [略]

(ウ) 将来の運転者としての心得

(イ) 自転車の点検整備

点検整備を怠った自転車に乗ることの危険性を説明し、教則第3章第1節2を参照して確実に自転車を点検することができるように指導する。

(4) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の特性に関し、理解を深めさせることにより、自動車等の動きを予測し、危険を回避して歩行者又は自転車の利用者として安全に道路を通行することができるようにするとともに、自動車に安全に乗車することができるように指導する。また、16歳になると普通二輪免許等の取得が可能になることを踏まえ、運転免許制度等についても理解させる。

イ [同左]

(ア) 自動車等の特性

自動車等の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の特性について理解を深めさせるとともに、自動車等のこれらの特性に起因する交通事故の実例等を用いて、安全な歩き方及び自転車の安全な乗り方を話し合い等を通じて考えさせ、実践することができるように指導する。

(イ) [同左]

(ウ) 将来の運転者としての心得

運転免許制度の意義、運転免許（以下「免許」という。）の区分、取得年齢、取得方法等の基本的な知識及び特定小型原動機付自転車（道路交通法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転することが可能となる年齢を理解させるとともに、暴走行為（集団で走行する場合に行われるジグザグ運転、巻き込み運転等の他の車両に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼしたりする行為をいう。以下同じ。）、騒音運転等（著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような急発進、急加速及び空吹かしをいう。以下同じ。）、無免許運転等の反社会性、危険性、罰則等について説明し、将来の自動車及び原動機付自転車の運転者としての自覚を持たせるように指導する。

(5) [略]

3 中学生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

[(1)～(3) 略]

(4) 保護者との連携

中学生は自転車乗用中に交通事故に遭うことが多く、また、自動車及び原動機付自転車に対する関心が高まる時期にあることを踏まえ、日常接する機会の多い父母等の保護者が、中学生の道路交通の安全を確保するため、適切な助言及び指導を行うことが重要である。

運転免許制度の意義、運転免許（以下「免許」という。）の区分、取得年齢、取得方法等の基本的な知識を理解させるとともに、暴走行為（集団で走行する場合に行われるジグザグ運転、巻き込み運転等の他の車両に危険を生じさせたり、迷惑を及ぼしたりする行為をいう。以下同じ。）、騒音運転等（著しく他人に迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような急発進、急加速及び空吹かしをいう。以下同じ。）、無免許運転等の反社会性、危険性、罰則等について説明し、将来の自動車等の運転者としての自覚を持たせるように指導する。

(5) [同左]

3 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) 保護者との連携

中学生は自転車乗用中に交通事故に遭うことが多く、また、自動車等に対する関心が高まる時期にあることを踏まえ、日常接する機会の多い父母等の保護者が、中学生の道路交通の安全を確保するため、適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配布し、日常生活において交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るように努めることが必要である。

第4節 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとする。

1 高校生に対する交通安全教育の目的

高校生は、自動車等（自動車及び一般原動機付自転車（道路交通法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の免許を取得したり、特定小型原動機付自転車を運転したりすることが可能な年齢に達し、自動車及び原動機付自転車の運転者として交通社会に参加することができるようになり、それぞれの通行の態様に応じて、社会的な責任を持ち、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践して道路を通行することが求められる。また、高校生の二輪車事故（大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車乗車中の交通事故をいう。以下同じ。）及び自転車乗用中の交通事故が多く発生しており、このような交通事故を防止する必要がある。

そこで、高校生に対する交通安全教育においては、二輪車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び特定小型原動機付自転車の運転者並びに自転車

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配布し、日常生活において交通安全教育を実施するように働き掛けるなど、連携を図るように努めることが必要である。

第4節 高校生に対する交通安全教育

[同左]

1 高校生に対する交通安全教育の目的

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達し、自動車等の運転者として交通社会に参加することができるようになり、それぞれの通行の態様に応じて、社会的な責任を持ち、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践して道路を通行することが求められる。また、高校生の二輪車事故（大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車乗車中の交通事故をいう。以下同じ。）及び自転車乗用中の交通事故が多く発生しており、このような交通事故を防止する必要がある。

そこで、高校生に対する交通安全教育においては、二輪車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行す

の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目的とする。

2 高校生に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

ア 目標

高校生が当事者である交通事故の発生状況を説明し、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、自動車及び原動機付自転車の運転者として交通社会に参加することができる年齢に達することを踏まえ、社会的な責任を持って行動するために必要となる基本的な心得を習得させる。

イ 内容

〔(ア)～(ウ) 略〕

(エ) 運転者の責任

自動車等を運転するためには必要な技能及び知識を習得しなければならず、また、運転中は常に危険を予測し、これを回避しなければならないことから、自動車等を運転するには免許という資格を要すること、自動車及び原動機付自転車の運転には高度の注意義務を伴うものであること並びに注意義務を怠るなど交通ルールを遵守しないことにより交通事故を起こすと民事上、刑事上及び行政上の責任を負わなければならないことを理解させる。また、騒音運転

るために必要な技能及び知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目的とする。

2 〔同左〕

(1) 〔同左〕

ア 目標

高校生が当事者である交通事故の発生状況を説明し、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、自動車等の運転者として交通社会に参加することができる年齢に達することを踏まえ、社会的な責任を持って行動するために必要となる基本的な心得を習得させる。

イ 〔同左〕

〔(ア)～(ウ) 同左〕

(エ) 運転者の責任

自動車等を運転するためには必要な技能及び知識を習得しなければならず、また、運転中は常に危険を予測し、これを回避しなければならないことから、自動車等を運転するには免許という資格を要し、高度の注意義務を伴うものであること及び注意義務を怠るなど交通ルールを遵守しないことにより交通事故を起こすと民事上、刑事上及び行政上の責任を負わなければならないことを理解させる。また、騒音運転等、暴走行為等の反社会的行為をしないこと等

等、暴走行為等の反社会的行為をしないこと等の運転者となった場合に遵守しなければならない事項を理解させる。

(オ) [略]

[(2)・(3) 略]

(4) 特定小型原動機付自転車の運転者の心得

ア 目標

基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に特定小型原動機付自転車を利用して道路を通行することができるようにする。

イ 内容

(7) 特定小型原動機付自転車に関する基本的な事項

道路交通法上、特定小型原動機付自転車は車両の一種であり、道路を通行する場合は車両として交通ルールを遵守し、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。また、特定小型原動機付自転車に乗る練習をするときは道路外の安全な場所を利用するとともに、特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等を理解し、安全に乗れるようになるまでは道路を通行しないように指導する。

(イ) 特定小型原動機付自転車に乗るに当たっての心得

二人乗り等の危険な乗り方をしないこと、16歳未満の人に特定小型原動機付自転車を貸さないこと、特定小型原動機付自転車に荷物を積む場合は、積載するための場所以外の場所に積載物を積まないようにすること、目立つ色の服

の運転者となった場合に遵守しなければならない事項を理解させる。

(オ) [同左]

[(2)・(3) 同左]

[加える。]

装をすること及び乗車用ヘルメット、反射材用品等を着用することを指導する。

(ウ) 特定小型原動機付自転車の点検整備

ハンドル、ブレーキ、警音器、灯火装置、後部反射器、タイヤ等の点検の要領及び具合が悪い場合には整備に出すようにすることを指導する。

(エ) 特定小型原動機付自転車の正しい乗り方

安全な発進及び停止の方法、正しい乗車姿勢、右左折する場合は早めに合図をすること並びに両手でハンドルを確実に握ることを指導する。また、片手運転をしてはならないことを理解させる。

(オ) 特定小型原動機付自転車の通る所

特定小型原動機付自転車の通る所に関して以下の事項を理解させる。

- a 特定小型原動機付自転車は原則として車道又は自転車道の左端に沿って通行しなければならないこと。
- b 特例特定小型原動機付自転車は、道路の中央から左の部分に設けられた路側帯を通行することができること。
- c 道路標識等により特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行することができることとされているときは、特例特定小型原動機付自転車は歩道を通行することができるが、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないこ

と。

- d 横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、横断歩道を特例特定小型原動機付自転車に乗ったまま通行してはならないこと。

(カ) 走行上の注意

a 理解させるべき事項

走行上の注意として以下の事項を理解させる。

- (a) 天候、時間帯、交通の状況等に応じた安全な速度で走行しなければならないこと。
- (b) 交差点、踏切の手前等で車両等の前に割り込んだり、これらの間を縫って前に出たりしてはならないこと。
- (c) 特例特定小型原動機付自転車で路側帯を通行する場合は歩行者の通行を妨げてはならないこと。
- (d) 特例特定小型原動機付自転車で歩道を通行する場合は、原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は一時停止をしなければならず、歩道は歩行者優先であること。
- (e) 歩道等でみだりに警音器を鳴らしてはならないこと。
- (f) 夜間等には前照灯をつけなければならないこと。

b 指導すべき事項

走行上の注意として以下の事項を指導する。

- (a) 側方や後方の車両等の動きに十分注意しながら通行すること。
- (b) 近くに横断歩道等がない場合で横断又は転回をしようとするときは、道路がよく見渡せる所を探して、安全を確認してから横断又は転回を始めること。
- (c) 道路を斜めに横断しないようにすること。
- (d) 歩道から車道へ及び車道から歩道への乗り入れは、車道又は歩道の状況について安全を確かめ、最高速度の設定を切り替えてから行うこと。
- (e) 歩道で他の特例特定小型原動機付自転車や普通自転車と行き違う場合は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する特例特定小型原動機付自転車や普通自転車を右に見ながらよけること。
- (f) 携帯電話の通話又は操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での走行及びヘッドホンの使用等による周囲の音が十分聞こえないような状態での走行をしないようにすること。
- (g) 走行中にブレーキ、前照灯等が故障した場合、凍り付いた道路を通行する場合及び風雨の強い場合は、特定小型原動機付自転車を押して通行すること。

(キ) 交差点の通行の仕方

a 基本的事項

信号機のある交差点においては、信号機の信号に従って通行しなければならないこと並びに「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合及び特例特定小型原動機付自転車で横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければならないことを理解させる。

信号機のない交差点において、一時停止を示す標識がある場合は、一時停止をして安全を確認しなければならないことを理解させる。また、このような場合以外でも、交差点（環状交差点を除く。）においては、交通量の少ない場所でも飛び出しをせずに、安全を十分に確認し、速度を落として通行するように指導するとともに、環状交差点においては、環状交差点を通行する車両等が優先することから、環状交差点に入るときは、安全を十分に確認し、徐行するように指導する。

b 右左折等の仕方

右左折並びに環状交差点における直進及び転回の方法並びに合図について理解させる。

(カ) 歩行者及び他の車両に対する注意

a 理解させるべき事項

歩行者及び他の車両に対する注意として以下の事項を理解させる。

(a) 特例特定小型原動機付自転車で歩道を通る場合は直

ちに停止できるような速度で徐行（普通自転車通行指定部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいない場合は直ちに徐行に移ることができるような速度で進行）し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止をしなければならないこと。

- (b) 特例特定小型原動機付自転車で路側帯を通る場合及び特定小型原動機付自転車が通行することができる歩行者用道路を通る場合は歩行者の通行を妨げないように注意し、特に歩行者用道路では直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。
- (c) 車道を通る特定小型原動機付自転車が横断歩道に近づいた場合は、横断する歩行者がいないことが明らかの場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進行しなければならないこと。
- (d) 歩行者が横断している場合又は横断しようとしている場合は、横断歩道の手前（停止線がある場合は、その手前）で一時停止をして歩行者に道を譲らなければならないこと。
- (e) 幼児若しくは児童が独り歩きしている場合又は高齢者若しくは身体の不自由な人が歩いている場合は、危険のないように一時停止し、又は直ちに停止できるような速度で徐行しなければならないこと。

b 指導すべき事項

停車又は駐車中の自動車の側方を通行する場合は、急なドアの開放、自動車の陰からの歩行者の飛び出し等に十分に注意することを指導する。

(カ) 特定小型原動機付自転車を駐車する場合の注意

特定小型原動機付自転車を駐車する場合は、自転車等駐車場に置くようにするなどして、歩行者及び他の車両等の通行を妨げないように指導する。

(5) [略]

(6) 交通事故の場合の措置

ア [略]

イ 内容

第2章第3節2(5)イの事項を再確認させるとともに、高校生は、自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動機付自転車を運転することが可能な年齢に達することから、運転者として交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護、事故車両の移動等の現場で必要な措置をとり、警察官に報告する義務があることについて、その趣旨及び必要な措置の具体的な実施要領を重点的に指導する。

3 高校生に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) 指導者の基本的な心構え

高校生は、自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動

(4) [同左]

(5) [同左]

ア [同左]

イ 内容

第2章第3節2(5)イの事項を再確認させるとともに、高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することから、運転者として交通事故の当事者となった場合は、負傷者の救護、事故車両の移動等の現場で必要な措置をとり、警察官に報告する義務があることについて、その趣旨及び必要な措置の具体的な実施要領を重点的に指導する。

3 [同左]

(1) 指導者の基本的な心構え

高校生は、自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達

機付自転車を運転することが可能な年齢に達することから、指導者は、あらかじめ免許の取得状況を把握するなどして受講者の通行の態様に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

(2) [略]

(3) 適切な場所及び人数の設定

二輪車又は特定小型原動機付自転車を用いて実技訓練を行う場合は、事故を防止するために必要な広さの場所を確保するとともに、事前に指導者が実技訓練を行おうとする場所において使用する二輪車又は特定小型原動機付自転車を運転して安全を確認したり、使用する二輪車又は特定小型原動機付自転車の点検を行ったりするなど、安全を確保するために十分な対策を講ずる必要がある。また、実技訓練に用いる二輪車又は特定小型原動機付自転車の数に限りがあっても、受講者全員が教育に参加することができるよう、適切な人数を設定することが必要である。

(4) [略]

(5) 保護者との連携

父母等の保護者が、高校生は自動車等の免許を取得すること及び特定小型原動機付自転車を運転することが可能な年齢に達することを踏まえ、二輪車及び特定小型原動機付自転車の運転等についての学校の指導方針を理解し、免許取得時、二輪車又は特定小型原動機付自転車の購入時等に適切な助言及び指導を行うことが重要である。

することから、指導者は、あらかじめ免許の取得状況を把握するなどして受講者の通行の態様に応じた交通安全教育を実施する必要がある。

(2) [同左]

(3) 適切な場所及び人数の設定

二輪車を用いて実技訓練を行う場合は、事故を防止するために必要な広さの場所を確保するとともに、事前に指導者が実技訓練を行おうとする場所において使用する二輪車を運転して安全を確認したり、使用する二輪車の点検を行ったりするなど、安全を確保するために十分な対策を講ずる必要がある。また、実技訓練に用いる二輪車の数に限りがあっても、受講者全員が教育に参加することができるよう、適切な人数を設定することが必要である。

(4) [同左]

(5) 保護者との連携

父母等の保護者が、高校生は自動車等の免許を取得することが可能な年齢に達することを踏まえ、二輪車の運転等についての学校の指導方針を理解し、免許取得時、二輪車の購入時等に適切な助言及び指導を行うことが重要である。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配付し、
高校生の免許取得時、二輪車又は特定小型原動機付自転車の購
入時等に、保護者として必要な交通安全教育を実施するよう
に働き掛けるなど、連携を図るよう努めることが必要である。

第5節 成人に対する交通安全教育

1 [略]

2 免許取得後の交通安全教育

免許取得後の交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するた
め、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとお
りとする。

(1) [略]

(2) 免許取得後の交通安全教育の内容

ア 四輪車の運転者に対する交通安全教育

(ア) [略]

(イ) 危険の予測と回避

a 目標

自動車を安全に運転するために必要な、道路における
危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させ
る。また、歩行者、自転車の利用者、特定小型原動機付
自転車の運転者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っ
ている運転者等の特性を理解させ、交通事故を防止する
ため必要な事項を習得させる。

そこで、指導者は、保護者に対する啓発用の資料を配付し、
高校生の免許取得時、二輪車の購入時等に、保護者として必要
な交通安全教育を実施するよう働き掛けるなど、連携を図る
よう努めることが必要である。

第5節 成人に対する交通安全教育

1 [同左]

2 [同左]

[同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

ア [同左]

(ア) [同左]

(イ) [同左]

a 目標

自動車を安全に運転するために必要な、道路における
危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させ
る。また、歩行者、自転車の利用者、二輪車の運転者、
自動運行装置を使っている運転者等の特性を理解させ、
交通事故を防止するため必要な事項を習得させる。

b 内容

(a) [略]

(b) 道路を通行する他の者の特性

歩行者、自転車の利用者、特定小型原動機付自転車の運転者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っている運転者等の特性を、これらの者が当事者である以下のような典型的な交通事故の実例等を挙げて説明し、理解させる。

① [略]

② 自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運転者

交差点における出会い頭事故等

[③・④ 略]

[(c)・(d) 略]

[(ウ)～(オ) 略]

イ 二輪車の運転者に対する交通安全教育

二輪車は、体で安定を保ちながら走り、停止すれば安定を失うという構造上の特性を持っている。また、二人乗りと一人乗りとでは運転特性に違いがみられる面がある。さらに、二輪車の動きは他の自動車等の運転者から見えにくい場合がある。

そこで、二輪車の運転者に対する交通安全教育においては、これらの二輪車の特徴を踏まえ、アの四輪車の運転者に対

b [同左]

(a) [同左]

(b) 道路を通行する他の者の特性

歩行者、自転車の利用者、二輪車の運転者、自動運行装置を使っている運転者等の特性を、これらの者が当事者である以下のような典型的な交通事故の実例等を挙げて説明し、理解させる。

① [同左]

② 自転車の利用者

[同左]

[③・④ 同左]

[(c)・(d) 同左]

[(ウ)～(オ) 同左]

イ [同左]

[同左]

する交通安全教育の内容のうち二輪車の運転に必要なものに加え、以下の事項を指導する。

(7) 運転に関する基本的事項の再教育

a [略]

b 内容

[(a)～(g) 略]

(h) 二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定
一般原動機付自転車の右折方法、二人乗りの禁止に関する事
等との二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定について習得の程度を確認し、必要に応じて指導する。

(i) 危険の予測と回避

a 目標

二輪車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車の利用者、特定小型原動機付自転車の運転者、四輪車の運転者等の特性について理解させ、交通事故を防止するために必要な事項を習得させる。

b [略]

(3) [略]

3 [略]

4 歩行者並びに自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運

(7) [同左]

a [同左]

b [同左]

[(a)～(g) 同左]

(h) 二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定
原動機付自転車の右折方法、二人乗りの禁止に関する事
等との二輪車の運転に関する道路交通法等の法令の規定について習得の程度を確認し、必要に応じて指導する。

(i) [同左]

a 目標

二輪車を安全に運転するために必要な、道路における危険を予測し、これを回避する意識及び能力を向上させる。また、歩行者、自転車の利用者、四輪車の運転者等の特性について理解させ、交通事故を防止するために必要な事項を習得させる。

b [同左]

(3) [同左]

3 [同左]

4 歩行者等に対する交通安全教育

転者に対する交通安全教育

歩行者並びに自転車の利用者及び特定小型原動機付自転車の運転者（以下「自転車の利用者等」という。）に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育の目的

歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育は、交通安全意識の高揚を図るため、道路を通行する者一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させるとともに、周囲の幼児、児童、高齢者等に対して適切に交通安全教育ができるようにすることを目的とする。また、免許を受けた者に対しては、歩行者及び自転車の利用者等の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者及び自転車の利用者等の特性を踏まえて安全に運転ができるようにすることを目的とする。

(2) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育の内容

歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行

歩行者等に対する交通安全教育は、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。

(1) 歩行者等に対する交通安全教育の目的

歩行者等に対する交通安全教育は、交通安全意識の高揚を図るため、道路を通行する者一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する必要があることを再確認させるとともに、周囲の幼児、児童、高齢者等に対して適切に交通安全教育ができるようにすることを目的とする。また、免許を受けた者に対しては、歩行者等の立場で交通安全教育を受けることにより、自動車等を運転する場合に歩行者等の特性を踏まえて安全に運転ができるようにすることを目的とする。

(2) 歩行者等に対する交通安全教育の内容

歩行者等に対する交通安全教育においては、以下の事項を説明するなどして、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することの必要性を再確認させる。また、免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者等として安全に道

者及び自転車の利用者等として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア [略]

イ 自転車の利用者等の心得

[ア～カ] 略]

ウ [略]

(3) 歩行者及び自転車の利用者等に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

受講者の年齢、免許の取得状況、運転経歴、自動車及び原動機付自転車の利用の態様、通行の態様等が様々であることから、効果的かつ適切に交通安全教育を行うためには、アンケート等を行ってこれらの事項を把握し、最適と思われる教育の内容及び方法を設定することが必要である。

第6節 高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、1に定める目的を達成するため、2に定める事項を内容として実施する。

なお、この場合において、配慮すべき事項は3に定めるとおりとし、また、4に定めるところにより高齢者の家族等に対しての交通安全教育を実施する。

1 [略]

2 高齢者に対する交通安全教育の内容

(1) 基本的な心得

路を通行するために習得する必要がある事項を教則第2章及び第3章の内容に沿って指導する。

ア [同左]

イ 自転車の利用者の心得

[ア～カ] 同左]

ウ [同左]

(3) 歩行者等に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

受講者の年齢、免許の取得状況、運転経歴、自動車等の利用の態様、通行の態様等が様々であることから、効果的かつ適切に交通安全教育を行うためには、アンケート等を行ってこれらの事項を把握し、最適と思われる教育の内容及び方法を設定することが必要である。

第6節 高齢者に対する交通安全教育

[同左]

1 [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

ア [略]

イ 内容

(ア) [略]

(イ) 加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響

加齢に伴い、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなること、危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難となること、危険の発見及び回避が遅れがちになること、歩行並びに自転車、特定小型原動機付自転車及び二輪車での走行が不安定になること等の身体の機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、健康診断を受けるなどして、身体の機能の変化を客観的に把握するとともに、道路を通行する場合には無理をせず、また、安全確認を十分に行うよう指導する。

[(ウ)・(エ) 略]

(2) 歩行者の心得

ア [略]

イ 内容

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 安全に道路を通行するために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を、教則第2章の内容に沿って指導す

ア [同左]

イ 内容

(ア) [同左]

(イ) 加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響

加齢に伴い、個人差があるものの、一般的に歩行が遅くなること、危険を回避するためにとっさの行動をとることが困難となること、危険の発見及び回避が遅れがちになること、歩行並びに自転車及び二輪車での走行が不安定になること等の身体の機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、健康診断を受けるなどして、身体の機能の変化を客観的に把握するとともに、道路を通行する場合には無理をせず、また、安全確認を十分に行うよう指導する。

[(ウ)・(エ) 同左]

(2) [同左]

ア [同左]

イ 内容

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 安全に道路を通行するために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者として安全に道路を通行するために習得する必要がある事項を、教則第2章の内容に沿って指導す

る。

特に、夜間において高齢者が当事者である事故が多く発生していることから、夜間においては、自動車及び原動機付自転車の運転者から暗い色の服装をした歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、外出する場合は、目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりするように指導する。

(3) [略]

(4) 自転車の利用者の心得

ア [略]

イ 内容

[(7)・(イ) 略]

(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、歩道は歩行者優先であること、また、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメット

る。

特に、夜間において高齢者が当事者である事故が多く発生していることから、夜間においては、自動車等の運転者から暗い色の服装をした歩行者がよく見えない場合があること等を説明し、外出する場合は、目立つ色の服装をしたり、反射材を身に付けたりするように指導する。

(3) [同左]

(4) [同左]

ア [同左]

イ [同左]

[(7)・(イ) 同左]

(ウ) 安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項

免許を受けていない、交通安全教育の受講経験がない等の理由から、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、安全に自転車に乗るために習得する必要がある事項を、教則第3章の内容に沿って指導する。特に、70歳以上の者が普通自転車を利用する場合は歩道を通行することができるが、歩道では原則として直ちに停止できるような速度で徐行し、警察官又は交通巡視員が歩道を通行してはならない旨を指示した場合はその指示に従わなければならないことを理解させる。また、交通事故が発生した場合の乗車用ヘルメットの被害軽減効果を理解させるとともに

の被害軽減効果を理解させるとともに、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(5) 自動車及び原動機付自転車に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車及び原動機付自転車の基本的な特性及び合図を習得することにより、歩行者等として自動車及び原動機付自転車の動きを予測し、危険を回避して安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

自動車及び原動機付自転車の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の自動車及び原動機付自転車の特性並びに自動車及び原動機付自転車の右左折、後退時等の合図を理解させるとともに、自動車及び原動機付自転車と歩行者等の間で発生した交通事故の実例を挙げて、安全に道路を通行するためにこれらの特性及び合図を理解することの必要性について考えさせ、これらの特性及び合図を踏まえて安全に道路を通行することができるように指導する。

(6) 自動車及び原動機付自転車の運転者の心得

ア [略]

イ 内容

高齢の運転者に対する交通安全教育は、第2章第5節2及び4（特定小型原動機付自転車の運転者に係る部分に限る。

、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならないことを理解させ、乗車用ヘルメットを着用するように指導する。

(5) 自動車等に関して知っておくべき事項

ア 目標

自動車等の基本的な特性及び合図を習得することにより、歩行者等として自動車等の動きを予測し、危険を回避して安全に道路を通行することができるようにする。

イ 内容

自動車等の速度と制動距離の関係、死角、内輪差等の自動車等の特性及び自動車等の右左折、後退時等の合図を理解させるとともに、自動車等と歩行者等の間で発生した交通事故の実例を挙げて、安全に道路を通行するためにこれらの特性及び合図を理解することの必要性について考えさせ、これらの特性及び合図を踏まえて安全に道路を通行することができるように指導する。

(6) 自動車等の運転者の心得

ア [同左]

イ 内容

高齢の運転者に対する交通安全教育は、第2章第5節2の内容に沿って実施する。

〕の内容に沿って実施する。

この場合、受講者が高齢者であることを踏まえて、運転適性指導及び運転技能指導を中心に実施することとし、加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握させ、安全に運転することができるように指導するとともに、高齢の運転者に対する運転免許制度の特例、高齢運転者標識、高齢運転者等専用場所等における駐車の方法等を理解させる。

(7) [略]

3 高齢者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項

(1) [略]

(2) 適切な時間数並びに教育の内容及び方法の設定

高齢者にとって体力的な負担とならないように、指導事項を数点に絞り、短時間で効果的に教育を実施するようにする。また、高齢者は、それまでの通行の態様が様々であることから、アンケート等を行って免許の取得状況、自動車及び原動機付自転車の利用の態様、交通安全教育の受講状況、交通ルール等に関する習得の程度等を把握し、これらを踏まえて、交通安全教育の内容及び方法を設定する。

(3) [略]

4 [略]

この場合、受講者が高齢者であることを踏まえて、運転適性指導及び運転技能指導を中心に実施することとし、加齢に伴う身体の機能及び運転技能の変化を客観的に把握させ、安全に運転することができるように指導するとともに、高齢の運転者に対する運転免許制度の特例、高齢運転者標識、高齢運転者等専用場所等における駐車の方法等を理解させる。

(7) [同左]

3 [同左]

(1) [同左]

(2) 適切な時間数並びに教育の内容及び方法の設定

高齢者にとって体力的な負担とならないように、指導事項を数点に絞り、短時間で効果的に教育を実施するようにする。また、高齢者は、それまでの通行の態様が様々であることから、アンケート等を行って免許の取得状況、自動車等の利用の態様、交通安全教育の受講状況、交通ルール等に関する習得の程度等を把握し、これらを踏まえて、交通安全教育の内容及び方法を設定する。

(3) [同左]

4 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。



附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。